

原議保存期間10年
(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第114号
平成25年10月2日
警察庁生活安全局長

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行について(通達)

この度、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成25年国家公安委員会規則第12号。別添参照。以下「改正規則」という。)が制定され、平成25年10月3日から施行されることとなった。その趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「規則」とは改正規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)をいう。

記

1 改正の趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号。以下「改正法」という。)により、警告及び禁止命令等に係る通知制度並びに警告を求める旨の申出をした者(以下「警告の申出をした者」という。)による禁止命令等の申出制度が新設されるとともに、警告又は仮の命令(以下「警告等」という。)をすることができる警察本部長等及び禁止命令等を行うことができる都道府県公安委員会の範囲が拡大された。

これらの改正が平成25年10月3日から施行されることに伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 警告及び禁止命令等の申出をした者に対する通知制度関係(規則第3条、第7条、別記様式第3号及び別記様式第6号関係)

警察本部長等が警告をしなかった場合及び都道府県公安委員会が禁止命令等をしなかった場合に、警告又は禁止命令等の申出をした者に対して交付する通知書の様式を定めた。

- (2) 警告の申出をした者による禁止命令等の申出制度関係(規則第5条及び別記様式第4号関係)

警告の申出をした者による禁止命令等の申出の受理について、禁止命令等申出書の提出を受けること又は禁止命令等申出書を警察職員が代書することにより行うこととするとともに、当該禁止命令等申出書の様式を定めた。

- (3) 警告等を行うことができる警察本部長等及び禁止命令等を行うことができる都道府

県公安委員会の範囲の拡大関係

警告等を行うことができる警察本部長等及び禁止命令等を行うことができる都道府県公安委員会の範囲が拡大されたことに伴い、警告等を受けた者及び警告の申出をした者について、住所に加えて居所も把握するため、次の改正を行った。

ア 警告等をした場合の都道府県公安委員会への報告事項の追加（規則第4条及び第9条関係）

警察本部長等が警告等をしたときの都道府県公安委員会への報告事項に、警告等を受けた者及び警告の申出をした者の居所を追加した（警告等を受けた者については、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときに限る。）

イ 警告の申出をした者による警察署長への届出事由の追加等（規則第10条関係）

警告の申出をした者が警察署長に届出をしなければならない場合として、居所を移転しようとする場合を加え、それに伴い、届出事項として居所を、届出先として居所の所在地を管轄する警察署長を、それぞれ追加した。

また、警告の申出をした者が住所又は居所を移転した場合の警察署長への届出を、書面によらず、それぞれ口頭等でも行えることとした。

ウ 警告等を受けた者等が住所又は居所を移転した場合の他の都道府県公安委員会への通知事項の追加（規則第13条関係）

警告等を受けた者又は警告の申出をした者が住所又は居所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合における当該他の都道府県公安委員会への通知事項に、警告等を受けた者及び警告の申出をした者の居所を追加した（警告等を受けた者については、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときに限る。）

エ 各種様式における居所に関する記載の追加（規則別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第5号、別記様式7号及び別記様式第8号関係）

警告申出書、警告書、禁止等命令書、仮命令書及び援助申出書に、それぞれ居所に関する記載を追加した。

(4) 経過措置（改正規則附則第2条関係）

改正規則により各種様式が改正等されたところであるが、改正規則の施行の際に既に提出され又は交付されている改正前の様式による書面は、改正後の様式による書面とみなすこととされた。

○国家公安委員会規則第十二号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十三号）の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第四条第五項及び第六項、第五条第一項及び第六項、第六条第一項、第四項及び第十一項、第七条第四項並びに第十条第三項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月二日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の表警告の項第二号中「住所」を「住所等（移転した場合は、移転後の住所等。以下この条において同じ。）」に改め、同項第三号中「及び移転後の住所」を「住所（移転した場合は、移転後の住所。以下この条において同じ。）」に改め、同表仮の命令の項第二号中「住所」を「住所等」に改め、同項第三号中「及び移転後の住所」を「住所及び居所」に改め、同条を第十三条とする。

第九条を第十二条とする。

第八条中「別記様式第六号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の見出し中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中「異にして住所」の下に「又は居所」を加え、「別記様式第五号の住所移転届出書」を「移転後の住所又は居所」に、「住所地」を「住所又は居所の所在地」に、「提出し」を「届け出」に、「第六条第六項の」を「第六条第六項に規定する」に改め、同条を第十条とする。

第六条第二号中「住所」を「住所等」に改め、同条第三号中「住所」の下に「居所」を加え、同条を第九条とする。

第五条中「別記様式第四号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（禁止命令等に係る通知の書面）

第七条 法第五条第五項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、同条第二号中「住所」の下に「（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。第九条第二号及び第十三条において「住所等」という。）」を加え、同条第三号中「住所」の下に「居所」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（禁止命令等の申出の受理）

第五条 法第五条第一項の申出の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（警告に係る通知の書面）

第三条 法第四条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の通知書により行うものとする。

別記様式第 1 号（第 1 条関係）
別記様式第 1 号（第 1 条関係）を改正する。

その 1 ※受理年月日 ※受理番号

警 告 申 出 書

スノーフール等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の規定による警告を次のとおり
求めます。

年 月 日

殿

氏名及び住所

④

住 所	電話 () 番
申 出 居 所	電話 () 番
人 氏 名 (ふりがな)	性別 男・女
年齢 (歳)	

つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等

つきまとい等の行為の態様

その 2

つきまとい等の目的と
思われる事項

その他参考事項

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 号を次のように改める。
別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

その 1	
警 告 書 第 〃 号	殿 年 月 日 団
住所等	
警告を受ける者氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり警告する。	
警告の内容	

その 2	
警告をする理由	
記載要領	
1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。	
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。	

別記様式第五号を削る。

別記様式第四号を次のように改め、同様式を別記様式第七号とする。
別記様式第七号（第 8 条関係）

その 1

第 号
假 命 令 書
年 月 日
殿
国

住所等	仮の命令を受ける者 氏 名	生年月日
		年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり命令する。

更に反復してはな
らない行為

仮の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------	-----------------

その 2

仮の命令をする理由

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第三号を次のように改め、同様式を別記様式第五号とする。
別記様式第五号（第6条関係）

その1	
禁止等命令書 第 年 月 日 殿 公安委員会 印	
住所等	命令を受ける者 氏名
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項及び第6条第7項の規定により、下記のとおり命令する。

法第5条第1項第1号に掲げる事項	法第5条第1項第2号に掲げる事項
------------------	------------------

その2	命令をする理由
-----	---------

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 ※印欄は、命令が法第6条第7項の規定により行われる命令以外の禁止命令等であって、法第5条第1項第2号に該当する事項を命ずるものである場合にのみ記載するものとし、その他の場合は斜線を引くこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第五号の次に次の「様式」を加える。

別記様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号	通 知 書	住 所 年 月 日 殿 公安委員会 印	年 月 日 に受理した禁止命令等の申出 (禁止命令等申出書受理番号) について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 5 条第 2 項に規定する 禁止命令等をしなかったもので、同条第 5 項の規定により通知します。	<input type="checkbox"/> 警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法 第 3 条の規定に違反する行為をしたと認められない。 <input type="checkbox"/> 警告に従わずに当該警告に係る法律第 3 条の規定に違反す る行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあ ると認められない。 <input type="checkbox"/> 警告に係る法律第 3 条の規定に違反する行為について他の 公安委員会 (公安委員会) が禁 止命令等をしている。 <input type="checkbox"/> その他	禁止命令等をしなかった 理由
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第一号の次に次の「様式」を加える。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

第 号	通 知 書	住 所 年 月 日 殿	年 月 日 に受理した警告の申出 (警告申出書受理番号) に ついて、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の警告をしなかったもので、 同条第 4 項の規定により通知します。	<input type="checkbox"/> 申出に係る法律第 3 条の規定に違反する行為が認められな い。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法律第 3 条の規定に違反する行為をした者が更 に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法律第 3 条の規定に違反する行為について他の 警察本部長等 () が警告又は仮の 命令をしている。 <input type="checkbox"/> その他	警告をしなかった理由
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

その 1		※受理年月日	※受理番号
禁止命令等申出書			
スローカー行為等の規制等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による命令を次のとおり求めます。			
殿			
氏名及び住所			
④			
住 所	電話 () 番	居 所	電話 () 番
申 出 人	(ふりがな)	性別	男・女
	氏 名		
警告の申出をした日		警告をした警察本部長等	
警告に係る法第 3 条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名			

その 2

警告をした後の法第 3 条の規定に違反する行為の態様	その他参考事項
----------------------------	---------

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「警告に係る法第 3 条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則
(施行期日)

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十月三日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。

改 正 案	現 行
<p>（警告に係る通知の書面）</p> <p>第三条 法第四条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の通知書により行うものとする。</p> <p>（警告に関する公安委員会への報告事項）</p> <p>第四条 法第四条第五項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 警告を受けた者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。第九条第二号及び第十三条において「住所等」という。）、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の住所、居所及び氏名</p> <p>四 六 略</p> <p>（禁止命令等の申出の受理）</p> <p>第五条 法第五条第一項の申出の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が</p>	<p>（新設）</p> <p>第三条 法第四条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 警告を受けた者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の住所及び氏名</p> <p>四 六 略</p> <p>（新設）</p>

代書することにより、行うものとする。

(禁止命令等の方法)

第六条 法第五条第二項に規定する禁止命令等（法第六条第七項の規定により行うものを含む。以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。

(禁止命令等に係る通知の書面)

第七条 法第五条第五項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。

(仮の命令の方法)

第八条 法第六条第二項に規定する仮の命令（以下「仮の命令」という。）は、別記様式第七号の仮命令書を交付して行うものとする。ただし、緊急を要し仮命令書を交付するいとまがない場合であつて、当該仮の命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

(仮の命令に関する公安委員会への報告事項)

第九条 法第六条第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 仮の命令を受けた者の住所等、氏名及び生年月日
- 三 警告の申出をした者の住所、居所及び氏名

(禁止命令等の方法)

第四条 法第五条第二項に規定する禁止命令等（法第六条第七項の規定により行うものを含む。以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第三号の禁止等命令書を交付して行うものとする。

(新設)

(仮の命令の方法)

第五条 法第六条第二項に規定する仮の命令（以下「仮の命令」という。）は、別記様式第四号の仮命令書を交付して行うものとする。ただし、緊急を要し仮命令書を交付するいとまがない場合であつて、当該仮の命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

(仮の命令に関する公安委員会への報告事項)

第六条 法第六条第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 仮の命令を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- 三 警告の申出をした者の住所及び氏名

四〇七（略）

（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）

第十条 警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。ただし、当該警告の申出に係る事案に関する法第五条第二項の聴聞が終了している場合（当該聴聞に係る禁止命令等が行われていない場合を除く。）又は法第六条第六項に規定する意見の聴取が終了している場合は、この限りでない。

（援助の申出の受理）

第十一条 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

第十二条（略）

（公安委員会の通知事項）

第十三条 法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

四〇七（略）

（住所の移転に関する警察署長への届出）

第七条 警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所を移転しようとするときは、別記様式第五号の住所移転届出書を現在の住所地を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、当該警告の申出に係る事案に関する法第五条第二項の聴聞が終了している場合（当該聴聞に係る禁止命令等が行われていない場合を除く。）又は法第六条第六項の意見の聴取が終了している場合は、この限りでない。

（援助の申出の受理）

第八条 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第六号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第六号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

第九条（略）

（公安委員会の通知事項）

第十条 法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

警告	<p>一 (略)</p> <p>二 警告を受けた者の住所等(移転した場合は、移転後の住所等。以下この条において同じ。)、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の氏名、住所(移転した場合は、移転後の住所。以下この条において同じ。)及び居所(移転した場合は、移転後の居所。以下この条において同じ。)</p> <p>四・五 (略)</p>	仮の命令	<p>一 (略)</p> <p>二 仮の命令を受けた者の住所等、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の氏名、住所及び居所</p> <p>四～六 (略)</p>
----	--	------	--

警告	<p>一 (略)</p> <p>二 警告を受けた者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の氏名及び移転後の住所</p> <p>四・五 (略)</p>	仮の命令	<p>一 (略)</p> <p>二 仮の命令を受けた者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>三 警告の申出をした者の氏名及び移転後の住所</p> <p>四～六 (略)</p>
----	--	------	--

別記様式第1号(第1条関係)

その1		※受理年月日		※受理番号	
<p>警告申出書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>氏名及び住所</p>					
(印)					
申 出 人	住 所	電話 () - 番			
	届 所	電話 () - 番			
	(ふりがな)	-----		性別	男・女
	氏 名	(姓)			
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等					
つきまとい等の行為の態様					

別記様式第1号(第1条関係)

その1		※受理年月日		※受理番号	
<p>警告申出書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>氏名及び住所</p>					
(印)					
申 出 人	住 所	電話 () - 番			
	(ふりがな)	-----		性別	男・女
	氏 名	(姓)			
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等					
つきまとい等の行為の態様					

その2	
つきまとい等の目的と 思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所がわからないときは、居所を記載すること。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

その2	
つきまとい等の目的と 思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第2号（第2条関係）

その1 第 号

警 告 書

年 月 日

原

印

警告を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり警告する。

警告の内容	
-------	--

別記様式第2号（第2条関係）

その1 第 号

警 告 書

年 月 日

原

印

警告を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり警告する。

警告の内容	
-------	--

その2	
警告をする理由	
記載要領 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

その2	
警告をする理由	
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第3号（第3条関係）

第	号
通 知 書	
住 所	年 月 日
殿	印
<p>年 月 日に受理した警告の申出（警告申出受付番号 ） について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の警告をしなかった ので、同条第4項の規定により通知します。</p>	
警告をしなかった理由	<input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為が認められない。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をすおそれがあると認められない。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為について他の警察本部長等（ ）が警告又は仮の命令をしている。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
<p>記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（新設）

別記様式第4号（第5条関係）

その1		※受理年月日		※受理番号	
<p>禁 止 命 令 等 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の規定による命令を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原 告</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>					
申 出 人	住 所	電話（ ） - 番			
	雇 所	電話（ ） - 番			
	（ふりがな）	-----		性別	男・女
	氏 名	（ 歳）			
警告の申出をした日					
警告をした警察本部長等					
警告に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名					

（新設）

その2	
警告をした後の法第3条の規定に違反する行為の態様	
その他参考事項	

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 「警告に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号（第5条関係）

その1		第 号
禁 止 等 命 令 書		
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
<p>上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律 第5条第1項 <small>第5条第1項及び第6条第7項</small> の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	※ 法第5条第1項第2号に掲げる事項	

別記様式第3号（第4条関係）

その1		第 号
禁 止 等 命 令 書		
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
<p>上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律 第5条第1項 <small>第5条第1項及び第6条第7項</small> の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	※ 法第5条第1項第2号に掲げる事項	

その2

<p>命令をする理由</p>	
----------------	--

記載要項

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 ※印欄は、命令が法第6条第7項の規定により行われる命令以外の禁止命令等であって、法第5条第1項第2号に該当する事項を命ずるものである場合にのみ記載するものとし、その他の場合は斜線を引くこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2

<p>命令をする理由</p>	
----------------	--

記載要項

- 1 ※印欄は、命令が法第6条第7項の規定により行われる命令以外の禁止命令等であって、法第5条第1項第2号に該当する事項を命ずるものである場合にのみ記載するものとし、その他の場合は斜線を引くこと。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6号（第7条関係）

第 号	
通 知 書	
住所	年 月 日
原	
公安委員会 印	
<p>年 月 日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書受理番号）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第5項の規定により通知します。</p>	
禁止命令等をしなかった理由	<input type="checkbox"/> 警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をしたと認められない。 <input type="checkbox"/> 警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をすおそれがあると認められない。 <input type="checkbox"/> 警告に係る法第3条の規定に違反する行為について他の公安委員会（公安委員会）が禁止命令等をしている。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
<p>記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（新設）

別記様式第7号（第8条関係）

その1		第	号
仮 命 令 書 年 月 日 届 印			
仮の命令を受ける者	住 所 等		
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日
上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり命令する。			
更に反復してしてはならない行為			
仮の命令の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

別記様式第4号（第5条関係）

その1		第	号
仮 命 令 書 年 月 日 届 印			
仮の命令を受ける者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日
上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の規定により、下記のとおり命令する。			
更に反復してしてはならない行為			
仮の命令の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

その2	
仮の命令をする理由	
記載要領 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。	

その2	
仮の命令をする理由	
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。	

別記様式第5号 (第7条関係)

※受理年月日		※受理番号	
住 所 移 転 届 出 書			
スーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第7条の規定により次のとおり届け出ます。			
年 月 日			
警察署長 殿			
氏名及び住所			
印			
申 出 人	氏 名		
	移 転 前 の 住 所		
		電話 () - 番	
	移 転 後 の 住 所		
		電話 () - 番	
記載要領			
1 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。			
2 移転後の住所が定まっていないときは、「移転後の住所」欄には、連絡先を記載すること。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6号 (第11条関係)

その1		※受理年月日		※受理番号	
<p>探 助 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による探助を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					
申 出 人	住 所	電話 () - 番			
	居 所	電話 () - 番			
	(ふりがな)	-----		性別	男・女
	氏 名	(歳)			
ストーカー行為等が行われたと認める期間					
ストーカー行為等の行為の態様					

別記様式第6号 (第8条関係)

その1		※受理年月日		※受理番号	
<p>探 助 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による探助を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					
申 出 人	住 所	電話 () - 番			
	(ふりがな)	-----		性別	男・女
	氏 名	(歳)			
ストーカー行為等が行われたと認める期間					
ストーカー行為等の行為の態様					

その2

ストーカー行為等の目的と思われる事項	
受けたい援助の内容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他()
その他参考事項	
<p>記載要領</p> 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

その2

ストーカー行為等の目的と思われる事項	
受けたい援助の内容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他()
その他参考事項	
<p>記載要領</p> 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。